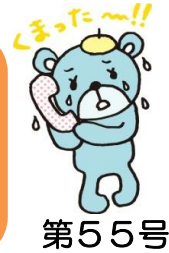


# 地域見守り情報



## 劇場型の新たな手口

### 個人情報トラブル詐欺に注意！！

複数の人物が入れ代わり立ち代わり電話で勧誘する「買え買え詐欺」。その手口から「劇場型勧誘」とも言われますが、最近、公的機関をかたりながら個人情報の削除を持ちかけ、トラブルを仕立てた挙句、高額のお金を騙し取る手口が見られるので、注意が必要です。

#### 【県内事例①】

消費センター職員を名乗る女性から電話があり「〇〇産業という会社にあなたの個人情報が登録されている」と言われ、削除を依頼した。すると「他にも情報が漏れている。削除するには他の人を紹介することが必要」と言われた。紹介できないでいると、ボランティア活動に熱心なA氏を紹介してくれ、削除することができた。

女性から「A氏に三桁の数字を伝えて欲しい」と頼まれ伝えたところ、〇〇産業から電話がかかり「あなたは教えてはいけない番号を伝えた。このままでは裁判になる。証拠金3千万円のうち、500万円を用意してほしい」と言われた。不審に思いA氏に相談すると「裁判を避けるためには払った方がいい」とアドバイスされたので、レターパックで送金した。

その後、保釈金などの名目で請求され、全部で3千500万円支払った。

(70代女性)

#### 【県内事例②】

最近、一人暮らしの義母に不審な電話がかかる。日本情報ネットを名乗る電話では「△△という浄水器の会社が倒産した。通帳の口座番号など、あなたの個人情報がネット上に漏れている」と話したようだ。また、国民生活センターを名乗る電話では「あなたの名前で化粧品会社に化粧品の注文があり、20万円×4回分の請求が上がっている。請求者が警察に相談している」と話したようだ。義母は、相手の話を半ば信じている。

(当事者80代女性)

#### アドバイス

1. 公的機関の職員が個人情報の削除について電話することはありません。相手にせず早めにキッパリと断りましょう。
2. レターパックや宅配便で現金を送ることは、郵便法や各事業者の約款で禁じられており、真っ当な取引ではあり得ません。「レターパック、宅配便で現金送れ」は詐欺の手口なので、絶対に送ってはいけません。
3. 不審に感じたときは、すぐに警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）や消費生活センターにご相談ください。
4. 被害者の多くは高齢者です。高齢者本人だけでなく、家族や周囲の方が注意し、見守ることが大切です。

